社会福祉法人壽光会 サークル活動規程

(目的)

第1条 この規程は、職場(法人)と職員が共に成長し、職場文化を育てることを目的と した職員の自主的なサークル活動に対し助成をおこなうことを定める。

(対象要件)

- 第2条 法人は職員が行うサークル活動で次に掲げる要件に該当するものに対して、職場 内サークル活動推進助成金を支給する。
 - ①職員にふさわしい健全な目的をもつもので、営利を目的としたもの、政治活動や 宗教活動にかかわるものではないこと
 - ②5人以上の職員によって構成されていること
 - ③活動責任者(代表者)などサークル運営に必要な者が選任されていること (申請手続き)
- 第3条 助成を希望するサークルは毎年度初めに申請書に必要事項を記入し本部総務課に 提出しなければならない。

(助成金)

第4条 法人は、第3条の申請書及び第5条の活動報告書により適当と判断するサークル 活動に対し、年度初めに職場内サークル活動推進助成金を支給する。 助成金額は職員数1名当たり年間10,000円とする。

(活動報告)

第5条 職場内サークル活動推進助成金を受けるサークルの代表者は、年度末に1回の活動報告書を総務課に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 助成金を受けているサークルが第2条に規定する要件を欠いた場合および職員が 不祥事を起こした場合、支給された助成金を一部もしくは全額返還しなければな らない。

付則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。